

第64回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2018年6月22日(金曜日)
午前10時

開催
場所

協和エクシオ 本社 3階会議室
東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 ストックオプションとして
新株予約権を発行する件

株主総会にご出席いただけない場合

議決権
行使期限

2018年6月21日(木曜日)
午後5時30分まで
郵送又はインターネット等により議決権
をご行使いただけます。

EXEO
株式会社 協和エクシオ
証券コード：1951

株主各位

東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
株式会社 協和エクシオ
代表取締役社長 小園文典

第64回定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第64回定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又はインターネット等により議決権行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、2018年6月21日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

議決権行使方法のご案内

株主総会へ出席し、行使される場合 株主総会開催日時：2018年6月22日（金曜日）

午前10時（受付開始午前9時）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**株主総会当日に会場受付にご提出**ください。

※お手数ながら議事資料として、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。



郵送で行使される場合 行使期限：2018年6月21日（木曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に記載されているお
願いをお読みいただき、各議案に対する賛否
をご表示いただいたうえでご返送ください。



インターネット等で行使される場合 行使期限：2018年6月21日（木曜日）午後5時30分受付分まで

当社の指定する、同封の議決権行使書用紙に記載されたスマートフォン用議決権行使ウェブサイト又は
議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>にて、各議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 詳細は3～4頁をご参照ください。

(注) 複数回、議決権行使をされた場合の取扱い

- 書面とインターネット等により、二重に議決権行使された場合は、インターネット等によるものを有効な
議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット等によって複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権
行使として取り扱わせていただきます。

記

1. 開催日時	2018年6月22日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）		
2. 開催場所	東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号 協和エクシオ 本社3階会議室 （末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）		
3. 目的事項	報告事項	1. 第64期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第64期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類報告の件	
	決議事項	第1号議案	剰余金の処分の件
		第2号議案	取締役5名選任の件
		第3号議案	監査役1名選任の件
		第4号議案	ストックオプションとして新株予約権を発行する件
4. ウェブサイトでの開示に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ● 次に掲げる事項については、法令及び当社定款の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載しております。 <ul style="list-style-type: none"> ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」 ②連結計算書類の「連結注記表」 ③計算書類の「個別注記表」 <p>なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。</p>		
5. 株主様へのお知らせ方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、本株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ウェブサイトにおける掲載によりお知らせいたします。 		
6. 当社ウェブサイト	<p>▶ http://www.exeo.co.jp/</p>		

以上

- 株主ではない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は本株主総会にご出席いただけませんのでご注意ください。
- 本株主総会当日、当社の役員及び係員はクールビズ（ノーネクタイ）にて対応させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申しあげます。
- 株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。
- 会場が満席となった場合は、隣接する第2会場をご案内させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限 2018年6月21日(木曜日) 午後5時30分受付分まで

「スマート行使」による方法

- 1 議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権行使できます。

注意

一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

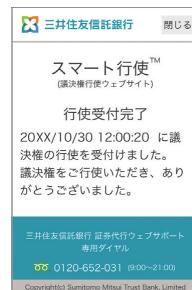


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

- 2 表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイトの画面が開きます。

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- 4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使終了です。



各ウェブサイトでの議決権行使に関する
パソコンやスマートフォン、携帯電話等の操作方法が
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル



0120-652-031

(受付時間▶ 9:00~21:00)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

「議決権行使コード・パスワード」による方法

インターネットによる議決権行使は、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申しあげます。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



- 2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。
初回ログイン時には、パスワード変更画面に移動します。

*** ログイン ***

●議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
●議決権行使コードは議決権行使書用紙右片に記載しております。
(電子メールによる登録・通知を実施されている株主様の場合は、
登録・通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード: クリック ログイン 閉じる

- 1** 議決権行使ウェブサイトにアクセス

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！ ***

●本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただける方は【次へすすむ】ボタンをクリックしてください。

クリック 次へすすむ 閉じる

くその他のご案内>
●招集・通知等の電子配信ご利用のお届出の確定手続きはこちらをクリックしてください。
●住所変更や単元未満株式の買取請求の手続登録、ただいているメールアドレスなどの変更・電子配信の中止を希望される方はこちらをクリックしてください。
●住所変更や単元未満株式の買取請求などの用紙送付のご依頼はこちらをクリックしてください。

- 3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリックしてください。

*** パスワード認証 ***

●パスワードを入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。
●ソフトウェアキーボードを利用する場合は、右クリックをクリックしてください。
●パスワードをお忘れの場合には、【】をクリックしてください。

パスワード: ソフトウェアキーボード
クリック 次へ

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済・金融政策を背景に企業収益や雇用・所得環境の改善が続いており、米国政権の経済政策運営や地政学リスク等に基づく金融・資本市場の変動による景気の下振れリスクを内包しながらも、緩やかな回復基調で推移しました。

このような環境下において、当社グループは中期経営計画（2016～2020年度）の中期ビジョン「グループ総力を結集し、トータルソリューションで新たな成長ステージへ」のもと、コア事業である通信キャリア事業においては、徹底した効率化による収益力強化を図るとともに、グループ一体で既存の技術とサービスを融合させ成長エンジンである都市インフラ事業とシステムソリューション事業の拡大に努めるなど事業ポートフォリオの再構築を推進してまいりました。

また、生産性向上や働き方改革への取り組みの一環として、業務プロセスのモジュール化・デジタル化による社内システムの共通基盤化やICTを活用したテレワークの導入などに取り組んでまいりました。今後さらに、RPA（Robotic Process Automation）を活用した業務の効率化や新しいワークスタイルの導入なども推進してまいります。

なお、2017年10月にアラブ首長国連邦・アブダビで開催された「第44回技能五輪国際大会」の情報ネットワーク施工職種において当社の清水義晃選手が金メダルを獲得しました。今後も優秀な技術者の育成を図り、高い施工技術で社会に貢献してまいります。

当連結会計年度の経営成績につきましては、受注高は3,250億2千9百万円（前期比100.3%）、完工工事高は3,126億6千9百万円（前期比104.6%）となりました。損益面につきましては、営業利益は256億2千1百万円（前期比122.7%）、経常利益は264億4千8百万円（前期比123.5%）、親会社株主に帰属する当期純利益は179億9千3百万円（前期比130.5%）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の概況は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	受注高 (%)	完成工事高 (%)	次期繰越し高 (%)
エンジニアリングソリューション	282,277 (99.4)	270,127 (104.3)	148,871 (108.9)
通信キャリア	198,131 (93.9)	195,556 (102.0)	79,181 (103.4)
都市インフラ	84,145 (115.6)	74,571 (110.7)	69,690 (115.9)
システムソリューション	42,751 (106.2)	42,541 (106.9)	7,060 (102.8)
合計	325,029 (100.3)	312,669 (104.6)	155,932 (108.6)

(注) 1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. () 内数値は、前期比であります。

① エンジニアリングソリューション

通信キャリア事業につきましては、通信キャリアの設備投資がやや抑制傾向にある中、固定通信関連では光開通工事の伸びに鈍化傾向が出てきたものの、設備運営業務などの拡大に努めたほか、モバイル関連ではスマートフォンやタブレット等スマートデバイスの利活用拡大によるモバイルトラフィックの増加に伴い、主要都市部を中心に4Gにおける新周波数帯の無線基地局の増強・整備等を進めました。

都市インフラ事業につきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を控えインフラ整備が始まる中、競技会場周辺道路整備に伴う電気等設備工事を受注したほか、国や自治体等の各種投資や首都圏における再開発事業が積極的に展開される中、太陽光発電施設建設工事や大規模ビルの電気設備工事及び高速道路通信設備工事などの大型案件に取り組みました。

これらの取り組みの結果、受注高は2,822億7千7百万円(前期比99.4%)、完成工事高は2,701億2千7百万円(前期比104.3%)、セグメント利益は292億2千1百万円(前期比113.9%)となりました。

② システムソリューション

システムソリューション事業につきましては、本格的なIoT時代の到来に伴う情報ネットワークのセキュリティ強化やクラウドサービスの拡大など、ICT投資も益々活況となる中、BPM（Business Process Management）ソリューションなどの新しいビジネスの拡大に取り組みました。

また、「新エネルギー」「ジオソリューション」「クラウド・セキュリティ」「グローバル」の各ソリューション分野で積極的な営業活動を推進する中で、「EXBeacon（エックスビーコン）」を活用した屋内測位・センサーネットワークにおける先進事例を「CEATEC JAPAN 2017」などへ出展したほか、日本マイクロソフト株式会社から企業向けのコミュニケーションプラットフォーム「Skype for Business」の導入パートナーに認定されました。

その他、テプコカスタマーサービス株式会社との協業によりサービス提供している「Energy Viewer（エナジービューア）」が、経済産業省が後援する平成29年度省エネ大賞「製品・ビジネスモデル部門 省エネルギーセンター会長賞」を受賞しました。これは、IoTの活用により空調の消費電力量を削減するサービスであり、クラウド型エネルギー制御プラットフォームの技術が高く評価されました。

これらの取り組みの結果、受注高は427億5千1百万円（前期比106.2%）、完成工事高は425億4千1百万円（前期比106.9%）、セグメント損失は6千6百万円（前期はセグメント損失 4億7千2百万円）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、コア事業である通信キャリア事業においては、徹底した効率化による収益力強化をより一層加速させるとともに、営業強化や新たなソリューションビジネスの確立などにより都市インフラ事業とシステムソリューション事業の拡大を推進し、事業ポートフォリオの再構築に引き続き取り組んでまいります。

今後とも事業環境の変化に柔軟に対応するとともに、2018年10月1日付で経営統合を予定しておりますシーキューブ株式会社、西部電気工業株式会社及び日本電通株式会社との連携によって、長年培った高い技術力をベースに強みである「トータルプロセス」「トータルソリューション」「全国施工体制」をさらに強化し、グループ内の経営資源を効率的に活用することでシナジー効果の発揮を図り、より強固な経営基盤の確立に努めてまいります。

翌連結会計年度におけるセグメント別の見通しは、次のとおりであります。

① エンジニアリングソリューション

通信キャリア事業につきましては、通信キャリアの設備投資の抑制傾向が続くと想定される中、固定通信関連では、グループフォーメーションの抜本的見直しなどによりさらなるコスト競争力の強化に取り組んでまいります。

一方、モバイル関連では主要都市部を中心とした4Gにおける新周波数帯の無線基地局の増強・整備等の豊富な繰越工事の消化を効率的に進めることで安定した収益の確保に努めてまいります。

都市インフラ事業につきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた首都圏における再開発事業や自治体等の各種投資も引き続き積極的に展開されると想定される中、大型電気設備工事、700MHz周波数帯TV受信対策工事、防災行政無線整備工事及び無電柱化工事などの需要拡大が見込まれ、強みが活かせる専門分野の受注強化を図ってまいります。

② システムソリューション

システムソリューション事業につきましては、IoTの拡大に伴いICT投資も益々活発になることが想定される中、高度ICT技術者の育成を図るとともに、BPMソリューションなどのSIビジネス及び「新エネルギー」「ジオソリューション」「クラウド・セキュリティ」「グローバル」の各ソリューション分野でより積極的な営業活動を推進し、付加価値の高いサービスを提供してまいります。

第65期（2019年3月期）の連結業績につきましては、受注高は3,400億円（前期比104.6%）、完工工事高は3,350億円（前期比107.1%）、営業利益は275億円（前期比107.3%）、経常利益は281億円（前期比106.2%）、親会社株主に帰属する当期純利益は188億円（前期比104.5%）を見込んでおります。

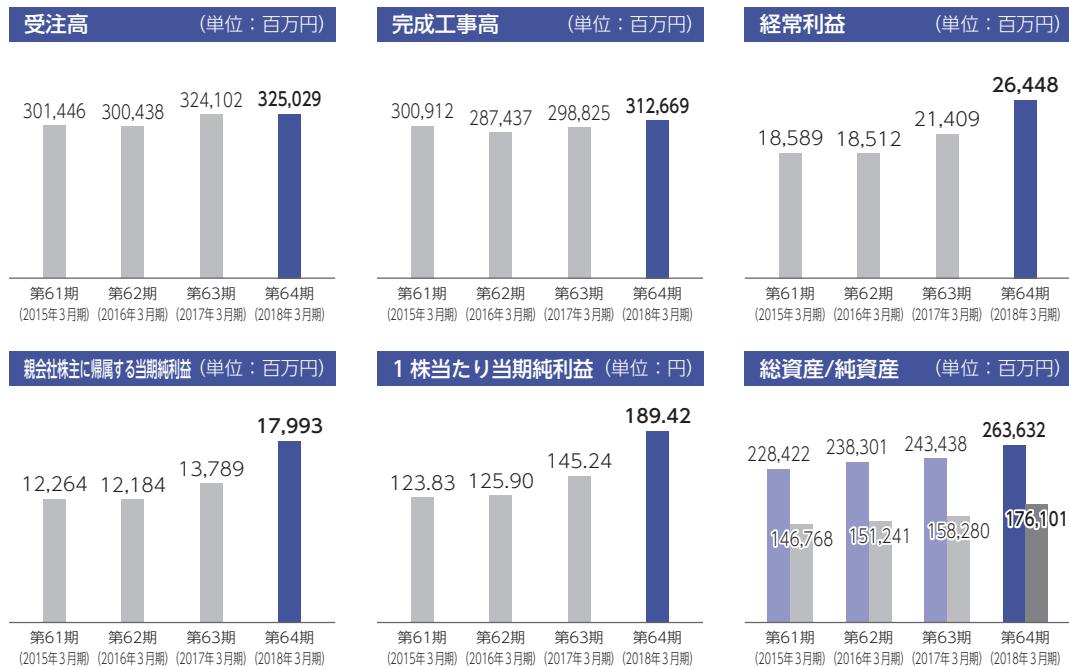
なお、第65期（2019年3月期）の連結業績予想につきましては、2018年10月1日付で予定しているシーキューブ株式会社、西部電気工業株式会社及び日本電通株式会社との経営統合の影響を加味しておりません。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は41億9千4百万円で、その主なものは支店用地の取得、技術センタ建物の取得、社内システムの構築等によるものであります。

(4) 財産及び損益の状況の推移



区分	第61期 (2014年4月1日から) (2015年3月31日まで)	第62期 (2015年4月1日から) (2016年3月31日まで)	第63期 (2016年4月1日から) (2017年3月31日まで)	第64期 (2017年4月1日から) (2018年3月31日まで)
受注高(百万円)	301,446	300,438	324,102	325,029
完成工事高(百万円)	300,912	287,437	298,825	312,669
経常利益(百万円)	18,589	18,512	21,409	26,448
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	12,264	12,184	13,789	17,993
1株当たり当期純利益(円)	123.83	125.90	145.24	189.42
総資産(百万円)	228,422	238,301	243,438	263,632
純資産(百万円)	146,768	151,241	158,280	176,101

(注) 1. 記載金額は、1株当たり当期純利益を除き、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 百万円	出 資 比 率 %	主要な事業内容
株式会社エクシオテック	450	100.0	通信キャリア 都市インフラ システムソリューション
大和電設工業株式会社	450	100.0	通信キャリア 都市インフラ システムソリューション
アイコムシステムテック株式会社	725	100.0	システムソリューション

- (注) 1. 資本金は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社を含む28社であります。

(6) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

分	事 業 内 容
エンジニアリングソリューション	通信キャリア <ul style="list-style-type: none"> - NTTグループ向け各種通信インフラ設備の構築・保守 - NCC向け各種通信インフラ設備の構築・保守
	都市インフラ <ul style="list-style-type: none"> - 自治体、官公庁、CATV会社、鉄道会社、民間企業向けの各種通信インフラ設備の構築・保守 - オフィスビル、マンション、データセンタ、メガソーラー等の電気・空調工事 - 無電柱化・上下水道整備等の都市土木工事 - 水処理・廃棄物処理プラント、バイオマスボイラ等の建設・運転維持管理
システムソリューション	<ul style="list-style-type: none"> - 通信キャリアや金融業、製造業をはじめとする各種企業向けのシステム構築等、システムインテグレーションの提供 - 企業向けサーバ・LAN等の設計・構築・運用やインターネット環境整備等、ネットワークインテグレーションの提供

(7) 主要な事業所 (2018年3月31日現在)

当 社	本 社	: 東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
	西 日 本 本 社	: 大阪府大阪市中央区内本町二丁目2番10号
	支 店	: 北海道支店(札幌市) 東北支店(仙台市) 南関東支店(横浜市) 甲信支店(甲府市) 東海支店(名古屋市) 関西支店(大阪市) 四国支店(高松市) 中国支店(広島市) 九州支店(福岡市) 他6支店
	営 業 所	: 新潟営業所(新潟市) 他16営業所
	株式会社エクシオテック(本社)	: 東京都大田区平和島四丁目1番23号
	大和電設工業株式会社(本社)	: 宮城県仙台市青葉区大町二丁目5番1号
	アイコムシステム株式会社(本社)	: 東京都港区芝浦四丁目2番8号

(注) 西日本本社及び関西支店は2018年2月13日をもって、大阪府大阪市西区京町堀三丁目6番13号から、上記住所に移転しております。

(8) 従業員の状況 (2018年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
当社グループの状況	名 8,331	名 増257
当 社 の 状 況	名 3,749	名 増15

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社は、2018年5月9日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、シーキューブ株式会社、西部電気工業株式会社及び日本電通株式会社を株式交換完全子会社とする各株式交換による経営統合を行うことを決議し、同日、各社との間で株式交換契約を締結いたしました。各株式交換は、当社においては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに、また各社においてはそれぞれの定時株主総会(シーキューブ株式会社:2018年6月27日、西部電気工業株式会社:2018年6月22日、日本電通株式会社:2018年6月28日)における承認を受けて、2018年10月1日を効力発生日として行われる予定です。

2. 会社の株式に関する事項 (2018年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 117,812,419株 (うち自己株式 22,049,402株)
- (3) 株主数 10,476名 (前期末比 524名増)
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,020	11.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,055	5.28
協和エクシオ従業員持株会	3,988	4.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・住友電気工業株式会社退職給付信託口）	3,766	3.93
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	2,875	3.00
住友不動産株式会社	2,081	2.17
住友生命保険相互会社	2,000	2.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・三井住友信託退給口	1,834	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,537	1.61
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,503	1.57

(注) 当社は、自己株式を22,049千株保有しておりますが、上記の表には含めておりません。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2018年3月31日現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
小 園 文 典	代表取締役社長	
太 田 勉	代表取締役専務執行役員 グループ事業推進部長	
松 坂 吉 章	取締役専務執行役員 経営企画部長	
戸 谷 典 翔	取締役専務執行役員 西日本本社代表 兼 関西支店長	
大 坪 康 郎	取締役常務執行役員 ICTソリューション事業本部長 兼 同事業本部プロデュース本部長 兼 同事業本部ソリューション推進本部長	
黒 澤 友 博	取締役常務執行役員 ドコモ事業本部長	
光 山 由 一※	取締役常務執行役員 通信ビジネス事業本部長	
作 山 裕 樹	取締役	株式会社エクシオテック 代表取締役社長
北 井 久美子	取締役	勝どき法律事務所弁護士 東京都公安委員会委員 宝ホールディングス株式会社監査役 三井住友建設株式会社取締役
金 澤 一 輝	取締役	
渡 邊 晴 彦	常勤監査役	株式会社エクシオテック 監査役
滝 泽 芳 春	常勤監査役	
目 黒 高 三	監査役	目黒会計事務所公認会計士
山 田 晴 彦	監査役	

- (注) 1. 当社の役員は2018年3月31日現在、取締役10名、監査役4名の計14名であり、そのうち13名が男性、1名が女性で構成されております。
2. 上記※印の取締役光山由一は、2017年6月23日開催の第63回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役北井久美子、同金澤一輝は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役目黒高三、同山田晴彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役目黒高三は、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験と専門知識を有するものであります。
6. 監査役山田晴彦は、通信業界において経理担当役員等を歴任するなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役北井久美子、同金澤一輝、監査役目黒高三は、株式会社東京証券取引所及び当社の定めに基づく独立役員であります。
8. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は以下のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
太 田 勉	取締役専務執行役員 キャリアビジネス事業本部長	代表取締役専務執行役員 グループ事業推進部長	2017年 6月23日
松 坂 吉 章	取締役常務執行役員 グループ事業推進部長	取締役専務執行役員 経営企画部長	2017年 6月23日
戸 谷 典 翔	取締役常務執行役員 西日本本社代表 兼 関西支店長	取締役専務執行役員 西日本本社代表 兼 関西支店長	2017年 6月23日
大 塚 康 郎	取締役常務執行役員 ICTソリューション事業本部長 兼 同事業本部ソリューション推進本部長	取締役常務執行役員 ICTソリューション事業本部長 兼 同事業本部プロデュース本部長 兼 同事業本部ソリューション推進本部長	2017年 7月1日

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	270百万円 (16百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	54百万円 (13百万円)

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2017年6月23日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名を含めております。
3. 上記には、無報酬の取締役1名を含めておりません。
4. 取締役に対する報酬等の限度額は、2009年6月23日開催の第55回定時株主総会において、年額350百万円以内に加え、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権による報酬年額50百万円以内とご承認いただいております。また、2013年6月21日開催の第59回定時株主総会において、上記各報酬額とは別枠で新株予約権による報酬年額20百万円以内とご承認いただいております。
5. 監査役に対する報酬等の限度額は、2009年6月23日開催の第55回定時株主総会において、年額80百万円以内とご承認いただいております。
6. 上記報酬等の額にはストックオプションによる報酬額及び取締役賞与支給見込額を含めています。

② 報酬等の内容の決定に関する方針

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、企業価値の増大に寄与し、短期及び中長期の業績向上に対するインセンティブが有効に機能すること、また、情報通信ネットワーク構築のリーディングカンパニーとして、優秀な人材が確保できる水準であることを基本方針としております。その報酬総額は株主総会の決議により定められた報酬等上限枠の範囲内において決定しております。取締役の報酬は基本報酬・賞与・ストックオプションで構成され、その具体的な内容は以下のとおりであります。基本報酬は、役位に応じた固定報酬とし、経営環境・世間水準を考慮して適正な水準で設定しております。賞与は、当事業年度の連結利益による業績連動を基本として、経営環境等を総合的に勘案して決定しております。ストックオプションは、企業価値向上への意欲を一層高めるため、中長期インセンティブとして役位に応じて付与しております。社外取締役及び監査役の報酬は、業務執行から独立した立場であることから、固定の基本報酬のみとしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査役と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏 名	地 位	重 要 な 兼 職 の 状 況
北 井 久美子	社外取締役	勝どき法律事務所弁護士 東京都公安委員会委員 宝ホールディングス株式会社監査役 三井住友建設株式会社取締役
目 黒 高 三	社外監査役	目黒会計事務所公認会計士

(注) 当社と社外役員の兼職先との間に特別の利害関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
北 井 久美子 (独立役員)	当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席し、弁護士や中央省庁等の要職を歴任した豊富な経験と幅広い識見から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提言を積極的に行っております。
金 澤 一 輝 (独立役員)	当事業年度開催の取締役会15回中15回に出席し、他業種、他業界の役員として企業経営に携わった豊富な経験と幅広い識見から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提言を積極的に行っております。
目 黒 高 三 (独立役員)	当事業年度開催の取締役会15回中15回に、監査役会16回中16回に出席し、また各部門及び子会社の業務執行状況について聴取し、これらの場において公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験と専門知識を踏まえた発言を行っております。
山 田 晴 彦	当事業年度開催の取締役会15回中15回に、監査役会16回中16回に出席し、また各部門及び子会社の業務執行状況について聴取し、これらの場において企業経営に携わった経験とこれまで培った財務及び会計に関する専門知識を踏まえた発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

清陽監査法人

(2) 報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意をした理由

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 43百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

64百万円

③ 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会で解任したこととその理由を報告いたします。また、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社グループは、「技術力を培う 豊かさを求める 社会に貢献する」という企業理念を基本とし、その実現のため、当社グループ取締役及び使用人一人ひとりが誠実性と透明性をもった企業経営を実践してまいります。

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ▶ 法令及び社会規範・企業倫理の遵守を経営の最優先事項と位置づけ、それを確固たるものとする仕組みとしてコンプライアンス・プログラムを制定し、取締役は自ら当該プログラムを実践するとともに使用人に周知徹底を図る。使用人は同プログラムに従い誠実に業務を遂行する。
- ▶ また、コンプライアンスに関するリスクの未然防止と早期解決を図るため内部通報制度を設置する。
- ▶ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ▶ 取締役の職務の執行に係る情報については、文書及び記録の管理に関する規程に則り、その保存及び管理を適正に実施する。
- ▶ また、当該情報について、監査役からの閲覧請求があった場合、同規程に定める文書管理責任者は速やかに提出する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ▶ リスク管理に係る規程に則り、代表取締役社長の下にリスク管理体制を整備し、その充実を図る。
- ▶ リスク管理部門は、各部門によるリスクの抽出、評価、対応策の実施状況を把握するとともにリスク管理の推進を図る。
- ▶ 内部監査部門は独立した立場から監査を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- ▶代表取締役社長は取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な施策を策定し、取締役会の承認を得る。
- ▶また、代表取締役社長をはじめ、取締役は、全組織的な会議の場を活用し、円滑な業務執行のための情報交換や指示・支援を行う。
- ▶職務の執行に当たっては社内システムを活用し、事業計画の進捗状況の管理を行うとともに、取締役会が定期的にレビューを実施する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ▶当社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に則り、適切に報告する体制及び運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを整備し、グループ企業の財務報告の信頼性と適正性を確保する。
- ▶グループ企業の営業成績、財務状況その他経営上重要な情報については、当社が定める子会社運営規程等において、グループ企業に対し、当社への報告又は当社の承認を得ることを義務づける。
- ▶当社は、当社グループ全体のリスク管理に係る「リスク管理規程」を策定し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ▶当社は、グループ企業の取締役の職務執行の効率性を確保するため、当社グループの中期経営計画を策定し、また、グループ事業を統括する部門を設置するとともに、グループ社長会議等により円滑な業務運営に努める。
- ▶当社は、グループコンプライアンス・マニュアルを作成し、グループ企業の全ての取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。
- ▶当社は、グループ企業の取締役、監査役及び使用人を対象とした、法令遵守等に関する研修を毎年実施し、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- ▶当社内部監査部門は、グループ企業各社の業務の有効性、適正性の監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ▶監査役がその職務を補助すべき使用人を設置することを求めた場合は、業務執行から独立した専属の組織を設置する。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ▶上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の承認を得ることとし、また、当該補助者は他部門を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならないこととする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ▶「監査役会報告規程」に則り、取締役及び使用人は、適時、適切に監査役会に報告する。
- ⑨ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ▶グループ企業の取締役、監査役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ▶当社リスク管理部門は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおけるコンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ▶当社は、当社監査役へ報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ▶監査役がその職務の執行について必要と認められる費用又は債務の処理を当社に対し請求したときは、当社は速やかに当該費用を支払い、又は債務を処理する。
- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ▶当社は、監査役に対して、取締役及び使用人からヒアリングを実施する機会を保障するとともに、監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて、当該体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

- ▶当社グループで共有する「エクシオグループコンプライアンス・マニュアル」に基づき、研修・効果測定・アンケートの実施及び「コンプライアンス携帯カード」の配付等を継続的に実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。
- ▶内部通報制度については、内部通報者の不利益な取り扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを定め、当社グループを対象とする「サポートデスク」と「弁護士ホットライン」を設置しており、コンプライアンスに関するリスクの未然防止と早期解決に努めております。また、通報内容については、適切な対応を図り、コンプライアンス委員会等に報告しております。

② リスク管理に関する取り組み

- ▶当社グループのリスク管理に関して定めた「リスク管理規程」に基づき、リスク管理部門と内部監査部門を指定するとともに、各リスク管理部門の所掌するリスクを特定し、リスクマネジメント体制の強化に努めております。また、内部監査部門は、業務遂行の適法性・妥当性を確保するために、内部監査計画に基づき監査を実施し、その結果について、経営者へ報告するとともに、四半期毎に内部統制に関わる各専門委員会へ報告し、同委員会において、リスク管理に関する評価、対応策の検討を行っております。

③ 取締役の職務執行に関する取り組み

- ▶事業計画等の重要事項の決定については、効率的な意思決定等のため、役付執行役員等で構成される経営会議の事前審議を経て、取締役会に当該事項を付議・承認する手続を実施しております。
- ▶全社的な業績概況及び業務執行状況等の情報共有化や経営決定事項の指示・伝達を図る場として、業務執行会議を月次開催しております。

④ グループ企業管理に関する取り組み

- ▶ グループ企業は、当社に対して事前の承認、協議及び報告を要する事項を定めた「一般子会社運営規程」「主要子会社運営規程」等に基づき、必要な事項の報告等を実施しております。
- ▶ グループ企業の事業計画について、当社グループ事業統括部門にて進捗管理を実施するとともに、定期的に「グループ社長会議」「グループ総務部長会議」を開催し、グループ共通施策に関する情報交換等を実施しております。

⑤ 監査役監査に関する取り組み

- ▶ 監査役は、取締役会・経営会議等、社内の重要な会議に開催の都度出席するとともに、各部門の責任者へのヒアリングを定期的に実施しております。また、代表取締役や監査法人とは、定期的に業務執行状況及び監査状況等について、意見交換を実施しております。
- ▶ 「監査役会報告規程」に基づき、当社及びグループ企業の経営に重大な影響を及ぼす事項については、当該組織の長から、適時、監査役へ報告されております。また、内部監査の実施結果、コンプライアンス委員会の審議内容及びグループ企業監査役の監査結果等の当社グループのコンプライアンス及びリスク管理の現状についても、定期的な報告が実施しております。

連結貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流 動 資 產	156,280	流 動 負 債	63,161
現 金 預 金	26,095	支 払 手 形・工 事 未 払 金	34,802
受 取 手 形・完 成 工 事 未 収 入 金	92,185	短 期 借 入 金	1,012
有 価 証 券	4,499	未 払 法 人 税 等	5,004
未 成 工 事 支 出 金 等	27,617	未 成 工 事 受 入 金	3,574
繰 延 税 金 資 產	3,914	賞 与 引 当 金	1,421
そ の 他	1,967	役 員 賞 与 引 当 金	126
貸 倒 引 当 金	△1	完 成 工 事 补 償 引 当 金	58
		工 事 損 失 引 当 金	290
		そ の 他	16,870
固 定 資 產	107,351	固 定 負 債	24,369
有 形 固 定 資 產	62,664	社 債	10,000
建 物・構 築 物	21,003	長 期 借 入 金	10
機 械・運 搬 具 工 具 器 具 備 品	4,542	繰 延 税 金 負 債	7,293
土 地	36,602	役 員 退 職 慰 劳 引 当 金	272
そ の 他	516	投 資 損 失 引 当 金	42
		退 職 給 付 に 係 る 負 債	5,070
		そ の 他	1,680
		負 債 合 計	87,531
無 形 固 定 資 產	3,909	(純資産の部)	
の れ ん	658	株 主 資 本	161,682
そ の 他	3,251	資 本 金	6,888
		資 本 剰 余 金	8,098
		利 益 剰 余 金	169,883
		自 己 株 式	△23,187
投 資 そ の 他 の 資 產	40,777	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	13,891
投 資 有 価 証 券	19,833	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,198
退 職 給 付 に 係 る 資 產	17,947	為 替 換 算 調 整 勘 定	11
そ の 他	3,231	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	8,681
貸 倒 引 当 金	△235	新 株 予 約 権	285
		非 支 配 株 主 持 分	242
		純 資 產 合 計	176,101
資 产 合 計	263,632	負 債 純 資 產 合 計	263,632

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
完 成 工 事 高 価	312,669
完 成 工 事 原 価	269,315
完 成 工 事 総 利 益	43,354
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	17,732
営 業 利 益	25,621
営 業 外 収 益	1,398
受 取 利 息	4
受 取 配 当 金	403
受 取 地 代 家 賃	401
固 定 資 産 売 却 益	114
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額	170
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	34
そ の 他	269
営 業 外 費 用	571
支 払 利 息	33
賃 貸 費 用	105
固 定 資 産 売 却 損	57
固 定 資 産 除 却 損	68
為 替 差 損	169
そ の 他	137
経 常 利 益	26,448
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	26,448
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8,018
法 人 税 等 調 整 額	375
当 期 純 利 益	18,054
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	61
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	17,993

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,888	7,978	156,477	△24,011	147,333
当期変動額					
剰余金の配当			△4,588		△4,588
親会社株主に帰属する当期純利益			17,993		17,993
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		120		311	431
信託による自社の株式譲渡				515	515
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
当期変動額合計	—	120	13,405	823	14,349
当期末残高	6,888	8,098	169,883	△23,187	161,682

	その他の包括利益累計額				新 予 約 株 權	非支配株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他の有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,566	15	6,888	10,470	288	187	158,280
当期変動額							
剰余金の配当							△4,588
親会社株主に帰属する当期純利益							17,993
自己株式の取得							△3
自己株式の処分							431
信託による自社の株式譲渡							515
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,631	△4	1,793	3,420	△3	55	3,471
当期変動額合計	1,631	△4	1,793	3,420	△3	55	17,820
当期末残高	5,198	11	8,681	13,891	285	242	176,101

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	128,428	流動負債	84,555
現金預金	22,257	未借入金	40,368
受取手形	488	短期割込	389
完成工事未収入金	76,342	未払費用	70
有価証券	4,499	未払法人税	1,652
未成工事支出	17,466	未払法定賃料	6,806
短期貸付	2,576	未成工事受引預金	2,932
繰延税金資産	2,003	完成工事補償引当金	2,831
その他の	2,794	完成工事損失引当金	27,645
		その他	45
固定資産	96,648	固定負債	13,850
有形固定資産	51,676	株主資本	121,890
建物・構築物	17,648	資本剰余金	6,888
機械・運搬工具	3,217	資本準備金	8,592
器具備品	540	その他資本剰余金	5,761
土地	29,930	利益剰余金	129,597
リース資産	164	利益準備金	2,830
建設仮勘定	175	その他利益剰余金	1,547
		固定資産圧縮積立金	128,050
無形固定資産	3,104	別途積立金	2,362
ソフトウエア	3,007	繰越利益剰余金	74,600
その他の	96	自己株式	△23,187
		評価・換算差額等	4,495
投資その他の資産	41,867	その他有価証券評価差額金	4,495
投資有価証券	16,091	新株予約権	285
関係会社株式	19,749	純資産合計	126,671
破産更生債権等	55	負債純資産合計	225,077
長期間前払費用	39		
前払年金費	5,091		
その他の	900		
貸倒引当金	△61		
資産合計	225,077		

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
完 成 工 事 高 価	256,864
完 成 工 事 原 価	229,167
完 成 工 事 総 利 益	27,696
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	12,543
営 業 利 益	15,153
営 業 外 収 益	4,746
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,650
受 取 地 代 家 賃	630
そ の 他	465
営 業 外 費 用	485
支 払 利 息	21
賃 貸 費 用	164
為 替 差 損	170
そ の 他	128
経 常 利 益	19,413
税 引 前 当 期 純 利 益	19,413
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,305
法 人 税 等 調 整 額	488
当 期 純 利 益	14,619

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本					利益剰余金				
	資本剰余金					利潤剰余金		その他利益剰余金		
	資本準備金	その他の資本	資本割合	資本剰余金	本益合計	利潤準備金	固定資産縮積立金	別積立金	途上金	繰越利益剰余金
当期首残高	6,888	5,761	2,710	8,471	1,547	2,363	74,600	41,055	119,566	
固定資産圧縮積立金の取崩						△0			0	－
剰余金の配当									△4,588	△4,588
当期純利益									14,619	14,619
自己株式の取得										
自己株式の処分			120	120						
信託による自社の株式譲渡										
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	120	120	－	△0	－	10,032	10,031	
当期末残高	6,888	5,761	2,830	8,592	1,547	2,362	74,600	51,087	129,597	

自己株式	株主資本		評価・換算差額等			新規約	株権	純合資産計
	株主資本合計	その他の証券	評価差額	他券金	評価・換算差額等合計			
当期首残高	△24,011	110,915	2,924		2,924	288		114,129
固定資産圧縮積立金の取崩		－						－
剰余金の配当		△4,588						△4,588
当期純利益		14,619						14,619
自己株式の取得	△3	△3						△3
自己株式の処分	311	431						431
信託による自社の株式譲渡	515	515						515
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,570		1,570	△3		1,567
当期変動額合計	823	10,975	1,570		1,570	△3		12,542
当期末残高	△23,187	121,890	4,495		4,495	285		126,671

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2018年5月9日

株式会社協和エクシオ
取締役会 御中

清陽監査法人

指 定 社 員	公認会計士	浅井万富	印
業 務 執 行 社 員	公認会計士	光成卓郎	印
指 定 社 員	公認会計士	石尾仁	印
業 務 執 行 社 員	公認会計士		

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社協和エクシオの2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社協和エクシオ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（株式交換契約の締結）に記載されているとおり、会社は2018年5月9日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社とし、シーキュープ株式会社、西部電気工業株式会社及び日本電通株式会社を株式交換完全子会社とする各株式交換による経営統合を行うことを決議し、同日、各社との間で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2018年5月9日

株式会社協和エクシオ
取締役会 御中

清陽監査法人

指 定 社 員	公認会計士	浅井 万富	印
指 定 社 員	公認会計士	光成 卓郎	印
指 定 社 員	公認会計士	石尾 仁	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社協和エクシオの2017年4月1日から2018年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（株式交換契約の締結）に記載されているとおり、会社は2018年5月9日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社とし、シーキュープ株式会社、西部電気工業株式会社及び日本電通株式会社を株式交換完全子会社とする各株式交換による経営統合を行うことを決議し、同日、各社との間で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月11日

株式会社協和エクシオ 監査役会

常勤監査役 渡邊 晴彦	印
常勤監査役 滝澤 芳春	印
社外監査役 田黒 高三	印
社外監査役 山田 晴彦	印

以上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけており、剰余金の配当については、自己資本配当率（D.O.E）を指標として、安定した配当を継続的に実施することを基本方針としております。

上記の方針に基づき、期末配当につきましてはD.O.E 3 %を目指し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類 金 銭

2 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額

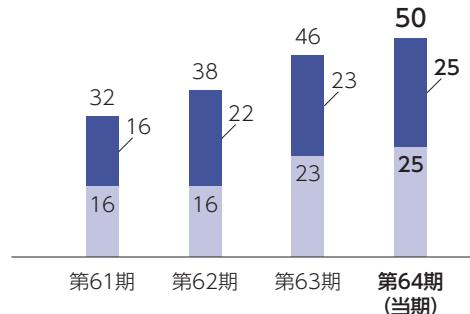
当社普通株式 1 株につき25円
総 額 2,394,075,425円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当
は、1 株につき50円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日 2018年6月25日(月曜日)

<ご参考> 1 株当たり年間配当額の推移

■ 中間配当 ■ 期末配当 (単位 : 円)



第2号議案 取締役5名選任の件

経営体制の一層の充実・強化を図るため、また、シーキューブ株式会社、西部電気工業株式会社及び日本電通株式会社との経営統合に伴い、新たに取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、候補者橋本渉氏の選任の効力は、当社及びシーキューブ株式会社間の2018年5月9日付株式交換契約に基づく株式交換の効力が発生すること、候補者熊本敏彦氏の選任の効力は、当社及び西部電気工業株式会社間の同日付株式交換契約に基づく株式交換の効力が発生すること、候補者上敏郎氏の選任の効力は、当社及び日本電通株式会社間の同日付株式交換契約に基づく株式交換の効力が発生することをそれぞれ条件として、各株式交換の効力発生日（同年10月1日予定）に生ずることといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。



新任

2017年度における
取締役会への出席状況
－

当社取締役在任期間
－

候補者
番号

1

ふな
ばし
てつ
や
橋 哲也

(1956年12月9日生)

所有する当社株式の数
1,000株

略歴、地位及び担当

- 2010年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
取締役 カスタマサービス部長
- 2014年6月 同社代表取締役副社長
- 2016年8月 同社代表取締役副社長 カスタマサービス部長
- 2017年6月 同社代表取締役副社長（現在）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

豊富な経営経験とリーダーシップを備え、特にICT分野及びクラウド分野において優れた識見を有し、国内外を問わず新たな事業分野を開拓してきた幅広い経験により、持続的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

こはら
やすし
小原 靖史

(1953年6月29日生)

所有する当社株式の数
0株

新任 社外役員 独立役員

2017年度における
取締役会への出席状況
-当社社外取締役在任期間
-

略歴、地位及び担当

2007年 6月 トヨタ自動車株式会社常務役員

2011年 6月 トヨタ東京カローラ株式会社代表取締役社長

2015年 6月 大阪トヨタ自動車株式会社代表取締役社長（現在）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

社外取締役候補者とした理由

トヨタグループにおける豊富な経営経験と幅広い識見を有し、当社の重要な経営判断の場における適切・有益な助言及び提言が期待できることから、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保につながると判断したため、社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

はし もと わたる
橋本 渉

(1954年10月1日生)

所有する当社株式の数
0株

新任

2017年度における
取締役会への出席状況
-当社取締役在任期間
-

略歴、地位及び担当

2007年 7月 西日本電信電話株式会社取締役東海事業本部長
兼 名古屋支店長

2010年 6月 シーキューブ株式会社顧問

2010年 6月 同社専務取締役経営企画部長

2011年 6月 同社代表取締役社長（現在）

重要な兼職の状況

シーキューブ株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

経営統合後における迅速かつ緊密な意思疎通及びグループシナジーの早期最大化を目的に、株式交換契約に基づく効力発生日（2018年10月1日）から取締役に就任できるよう、取締役候補者といたしました。



新任

2017年度における
取締役会への出席状況

当社取締役在任期間

候補者番号 4 熊本 敏彦 (1957年11月25日生)

所有する当社株式の数
0株

略歴、地位及び担当

- 2010年 6月 西日本電信電話株式会社取締役東海事業本部長
兼 名古屋支店長
- 2012年 6月 同社取締役設備本部ネットワーク部長
- 2014年 6月 同社代表取締役副社長設備本部長
- 2016年 6月 西部電気工業株式会社顧問
- 2017年 6月 同社代表取締役社長（現在）

重要な兼職の状況

西部電気工業株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

経営統合後における迅速かつ緊密な意思疎通及びグループシナジーの早期最大化を目的に、株式交換契約に基づく効力発生日（2018年10月1日）から取締役に就任できるよう、取締役候補者といたしました。



新任

2017年度における
取締役会への出席状況

当社取締役在任期間

候補者番号 5 上 敏郎 (1939年5月25日生)

所有する当社株式の数
0株

略歴、地位及び担当

- 1987年 6月 日本電通株式会社代表取締役副社長
- 1990年 6月 同社代表取締役社長
- 2005年 6月 同社代表取締役会長
- 2010年 6月 同社代表取締役会長兼社長（現在）

重要な兼職の状況

日本電通株式会社代表取締役会長兼社長

取締役候補者とした理由

経営統合後における迅速かつ緊密な意思疎通及びグループシナジーの早期最大化を目的に、株式交換契約に基づく効力発生日（2018年10月1日）から取締役に就任できるよう、取締役候補者といたしました。

-
- (注) 1. 橋本涉氏は、シーキューブ株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社と設備工事の発注の取引関係があります。
2. 熊本敏彦氏は、西部電気工業株式会社の代表取締役社長であり、当社グループと同社グループとの間に電気通信工事等の受発注の取引関係があります。
3. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 舟橋哲也氏は、2018年6月22日付でエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社代表取締役副社長を退任する予定であります。
5. 小原靖史氏は、2018年6月25日付で大阪トヨタ自動車株式会社代表取締役社長を退任する予定であります。
6. 小原靖史氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所及び当社の定めに基づく独立役員候補者であります。
7. 社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役が期待される役割をより適切に行えるよう、現行定款第39条において、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。社外取締役候補者である小原靖史氏は、選任後、当社との間で会社法第423条第1項に定める責任について、賠償の限度額を法令が規定する最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役山田晴彦氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

 新任 社外役員 独立役員 2017年度における 取締役会への出席状況 — 2017年度における 監査役会への出席状況 — 当社社外監査役在任期間 —	荒牧 知子 (1968年11月7日生) あら まさ とも こ 略歴及び地位 1991年10月 センチュリー監査法人入所 1995年3月 公認会計士登録 1999年7月 通商産業省通商政策局地域協力課出向 2002年5月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2006年2月 荒牧公認会計士事務所所長（現在） 2006年4月 税理士登録 2008年6月 株式会社三城ホールディングス監査役 2015年6月 株式会社三城ホールディングス取締役IR担当 2015年12月 サコス株式会社監査役（現在） 2017年1月 日本年金機構の資産管理の在り方に関する会議委員 2018年4月 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構有識者会議委員（現在） 重要な兼職の状況 荒牧公認会計士事務所所長 サコス株式会社監査役 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構有識者会議委員 社外監査役候補者とした理由 公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する豊富な経験と専門知識を有し、監査役職務の適切な遂行が期待できると判断したため、社外監査役候補者といたしました。	所有する当社株式の数 0株
--	---	------------------

- (注) 1. 荒牧知子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 荒牧知子氏は、社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所及び当社の定めに基づく独立役員候補者であります。
 3. **監査役との責任限定契約について**
 当社は監査役が期待される役割をより適切に行えるよう、現行定款第39条において、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。監査役候補者である荒牧知子氏は、選任後、当社との間で会社法第423条第1項に定める責任について、賠償の限度額を法令が規定する最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員並びに当社子会社（完全子会社）の取締役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役に対する新株予約権の発行は、2013年6月21日開催の定時株主総会において、当該新株予約権発行による取締役の報酬額として承認いただきました年額20百万円の範囲内で行うものであり、第2号議案が原案どおり承認可決されると、本議案の対象となる当社取締役の員数は8名となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブ付与を目的とし、当社取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社（完全子会社）の取締役に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社（完全子会社）の取締役とする。

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式204,000株を上限とする。このうち、当社取締役に対しては、当社普通株式37,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうちその時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

2,040個を上限とする。このうち、当社取締役に対しては、370個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。（ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

2020年7月1日から2027年6月30日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社（完全子会社）の取締役のいずれかの地位にあることを要する。

ただし、当社もしくは当社子会社（完全子会社）の取締役又は当社執行役員が任期満了により退任した場合、当社従業員が定年退職した場合、その他正当な理由がある場合はこの限りではない。

- ② その他の条件については、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるところによる。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ② 新株予約権者が、権利行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(1)に準じて決定する。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(4)で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込み金額に前記②に従って決定される当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(5)に定める期間の末日までとする。

-
- ⑤ 新株予約権の取得に関する事項
上記(8)に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(9)に準じて決定する。
- (11) **新株予約権の公正価額の算定方法**
新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。
- (12) **その他の新株予約権の募集事項**
その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上

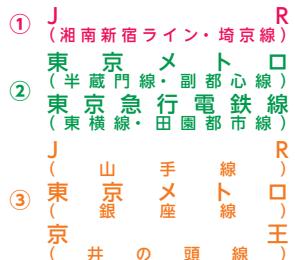
<MEMO>

株主総会 会場ご案内図

会場

協和エクシオ 本社3階会議室

東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号 電話(03) 5778-1112 (株式会社協和エクシオ 総務部)



「渋谷駅」新南口 (埼京線ホーム) より 徒歩1分

「渋谷駅」16b番出口 より 徒歩5分

「渋谷駅」東口 より 徒歩8分

お願い

1. 当日は会場周辺道路及び近隣駐車場の混雑が予想され、かつ当社として駐車場の準備をいたしておりませんのでお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。
2. 当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。
3. 現在、渋谷駅周辺では土地区画整理事業が実施されており、ご案内図と株主総会当日の状況が異なる場合がございますので、ご注意ください。
なお、JRをご利用される場合は、新南口改札からのアクセスが便利です。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。